

# 一般財団法人筑駒若葉会 運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人筑駒若葉会（以下「当法人」という。）の運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、本部を筑波大学附属駒場中学校及び同高等学校（以下「母校」という。）に置く。

## 第2章 会員

(会員の引継ぎ)

第3条 当法人の会員は、任意団体たる筑波大学附属駒場若葉会（以下「旧若葉会」という。）の会員を引き継ぐものとする。

(除名)

第4条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の提案により幹事会の決議を経て、当該正会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款及び運営規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 犯罪行為その他の当法人の会員としてふさわしくない著しい非行があったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## 第3章 資産

(資産の承継)

第5条 当法人は設立時に、旧若葉会の資産を全額、承継する。ただし、当法人は、旧若葉会の残務の整理及び清算のために合理的に必要となる限度で旧若葉会に一部の資産を残存させることができる。

## 第4章 会員総会

(会員総会の決議)

第6条 評議員会及び理事会は、定款41条第1項に定める事項について正会員総会が勧告的決議をしたときは、かかる勧告的決議の内容を最大限尊重して、当該事項に関する決定を行うものとする。かかる事項について評議員会及び理事会が既に決定した内容が正会員総会における勧告的決議の内容と矛盾又は抵触する場合、評議員会及び理事会は、正会員総会の勧告的決議の内容を最大限尊重して、当該事項について自らの決定の見直しを行うものとする。

## 第5章 幹事及び幹事会

(権限)

第7条 幹事会は、理事会からの付議に基づき、当法人の事業等、当法人の業務に関する決定を行う。ただし、法令及び定款に基づく評議員会及び理事会の決議事項についてはこの限りではない。

2 評議員会及び理事会は、定款43条第3項に定める事項について幹事会が勧告的決議をしたときは、かかる勧告的決議の内容を最大限尊重して、当該事項に関する決定を行うものとする。かかる事項について評議員会及び理事会が既に決定した内容が幹事会における勧告的決議の内容と矛盾又は抵触する場合、評議員会及び理事会は、幹事会の勧告的決議の内容を最大限尊重して、当該事項について自らの決定の見直しを行うものとする。

(開催時期)

第8条 幹事会は、毎年5月ないし6月(前期)及び10月ないし11月(後期)の定例幹事会の外、随時必要な場合に、会長が召集する。

2 会長は必要と認める場合、幹事会構成員以外の者の幹事会への出席及び説明を求めることができる。

(議決)

第9条 幹事会の議決は幹事会に出席した幹事の過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 評議員及び評議員会

(選任)

第10条 評議員は幹事の中より幹事会が定めるものとする。ただし、理事、監事及びその他当法人の業務を執行する者は評議員となることができないものとする。また、幹事のうち、

理事又は監事であるものは、評議員を選出する幹事会において議決に加わることはできないものとする。

2 評議員の定年は、満80歳に達した日後最初に到来する任期満了日とする。

(評議員会)

第11条 評議員会は、法令及び定款に定められた事項について決議する。

2 評議員会は、必要と認める場合、会長、副会長、その他の理事及び監事、又はその他の者に対して、評議員会への出席及び説明を求めることができる。

## 第7章 運営組織

(会長及び副会長)

第12条 会長は当法人を代表し、当法人の会務を総理する。

2 会長の任期は、通算3期を限度として再任を妨げない。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。

4 会長及び副会長は幹事より選出する。

5 会長及び副会長の定年は、満80歳に達した日後最初に到来する任期満了日とする。

(理事及び監事)

第13条 理事（会長及び副会長を除く。）及び監事は、幹事より選出する。

2 理事及び監事の定年は、満80歳に達した日後最初に到来する任期満了日とする。

(委員会)

第14条 当法人は当法人の業務について諮問するために、必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置及び廃止は理事会が決定する。

3 委員会の委員は正会員の中から理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 委員会の委員長は委員の互選により定める。

(事務局)

第15条 当法人は定款第1章の目的及び事業を達成するために、本部に事務局を置く。事務局は会務に係わる事務を執行し、管理する。

2 事務局に事務局長、事務局次長、会計役及び事務局員を置く。

3 事務局長、事務局次長、会計役及び事務局員は、理事会が定める。事務局長は理事をもって充て、事務局次長、会計役及び事務局員は幹事の中から定める。

4 事務局長は会務に係わる事務を統括する。

## 第8章 その他の役職

(相談役)

第16条 当法人は、相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、多年にわたり当法人又は旧若葉会の運営に貢献した会員の中から理事会の推薦に基づき幹事会が定める。

## 第9章 会費

(入会金及び年会費)

第17条 当法人の入会金は入会時に納入するものとする。

2 正会員の年会費は、入会后、4年を経た次の年度より納入するものとする。正会員が満60歳に達した年度から終身会費制を選択することができる。

3 入会金、年会費、終身会費の額は、以下のとおりとする。

入会金 25,000円

年会費 5,000円

終身会費 90,000円

## 第10章 会計

(経費)

第18条 当法人の経費は、正会員の入会金、年会費、終身会費、寄付金、その他の収入をこれにあてる。

(会計)

第19条 会計は、次の各号に掲げる事業について行うものとする。

(1) 当法人の通常事業に関わる一般事業会計

(2) 当法人の特定目的事業に関わる特別事業会計

(事業計画及び予算書の作成)

第20条 会長は、毎事業年度の事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 当法人の収入及び支出は、全て予算に計上しなければならない。

(決算書の作成)

第21条 事務局長は、毎事業年度末日において、決算整理をし、決算書類を会長に提出しなければならない。

(監査)

第22条 監事は、少なくとも年1回、監査をしなければならない。

## 第11章 一般条項

(変更)

第23条 この規則は、評議員会の決議により変更することができる。ただし、第17条の変更については、定款第41条第1項及び第43条第3項並びにこの規則の第6条及び第7条第2項の定めに従う。

(附則)

この規則は、令和7年5月14日から施行する。